



# 河川水上航行ルール見直し案

… 航行ルール適用区域

## 「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します

地図上の  で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」を含みます。下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・足漕ぎボート	モーターべー、水上オートバイ等

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。それ以外の水域では、原則として人力船が優先します。

## 京橋口、新鳴野橋では、通航帯を設定します

可航幅の狭い箇所や視認性の悪い箇所は、船種別に通航帯を設定します。なお、指定の通航帯は行き会い禁止、追い越し禁止となります。



! 行き会い注意区域  
特定船舶優先区域

! 行き会い注意区域  
特定船舶優先区域



「道頓堀川水門」「東横堀川水門」の通航には、事前申込が必要です。  
連絡先：大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027